

介護予防支援事業者の指定について

令和6年12月12日(木)

王寺町役場 住民福祉部

福祉介護課 介護保険係

1 指定介護予防支援事業者の対象拡大について

介護保険法の改正

介護予防支援事業を行えるのは... (介護保険法第115条の22)

- 令和6年3月まで・・・ 地域包括支援センター
- 令和6年4月から・・・ 地域包括支援センター＋指定居宅介護支援事業者

改正に伴う変更点

令和6年3月まで

種別	実施主体	一部委託
介護予防支援 (給付サービスを含むケアプラン)	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者
介護予防ケアマネジメント (総合事業のサービスのみのプラン)		



令和6年4月以降

種別	実施主体	一部委託
介護予防支援 (給付サービスを含むケアプラン)	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者
	新 介護予防支援の指定を受けた 指定居宅介護支援事業者	不可
介護予防ケアマネジメント (総合事業のサービスのみのプラン)	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者

※介護予防ケアマネジメントの実施には、地域包括支援センターと委託契約が必要

介護予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業の主なサービス

事業種別	主なサービス
①介護予防給付	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	福祉用具貸与
	短期入所
	通所リハビリテーション等
②介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	訪問型サービス(ヘルパーサービス)
	通所型サービス(デイサービス)

サービスとプランの種類

利用するサービス	プランの種類	担当する事業者
①介護予防給付のみ	介護予防支援	地域包括支援センター 又は 介護予防支援の指定を受けた 指定居宅介護支援事業者
②介護予防給付と総合事業	介護予防支援	
③総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター

指定を行うにあたって

- 介護保険法第115条の22第4項の規定により「指定を行おうとするときはあらかじめ当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされています。
- そのため王寺町においては、地域包括支援センター等運営協議会にて必要な措置について諮りました。

王寺町における指定に係る措置（指定を受ける条件） その1（必須事項）

- ① 利用者が総合事業の介護予防ケアマネジメントに移行する時は、
王寺町地域包括支援センターに必要な情報を提供する。（必須事項）
- ② 総合事業の介護予防ケアマネジメントについては、
王寺町地域包括支援センターと委託契約を締結する。（必須事項）

利用するサービスが総合事業のみに変更になる場合、居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが連携出来ないと利用者が困る。

被保険者との契約
居宅介護支援事業者 A

① 連携

被保険者との契約
地域包括支援センター

② 委託

居宅介護支援事業者 A

担当者が変更になる
と利用者が困る。

被保険者
が利用す
るサービス

訪問看護

通所型サービス(総合事業)

プラン料の
請求

介護予防支援
(請求者:居宅介護支援事業者)

介護予防ケアマネジメント
(請求者:地域包括支援センター)

王寺町における指定に係る措置（指定を受ける条件） その2

- ③ 王寺町地域包括支援センターが開催する研修会や事例検討会、会議等への参加に努めること。
- ④ 新規プランについては、利用前に地域ケア会議でプランチェックを受けること。
サービスの変更についても、必ず地域包括支援センターに相談し指示を受けること。

王寺町における指定に係る措置（指定を受ける条件） その3

- ⑤ 1年に1回作成したプランを地域包括支援センターに提出し、
チェックを受けること。
- ⑥ 担当ケアマネジャーは、サービス利用者にリーフレットを配布し
説明をすること。

2 介護予防支援事業者の指定に係る手続きについて

1) 介護保険法の改正

介護予防支援事業を行えるのは... (介護保険法第115条の22)

- 令和6年3月まで・・・ 地域包括支援センター
- 令和6年4月から・・・ 地域包括支援センター＋指定居宅介護支援事業者

2) 指定基準(人員基準)

王寺町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例

	介護予防支援事業者	居宅介護支援事業者
管理者	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員
従業者	介護支援専門員 (常勤1名以上)	介護支援専門員 (常勤1名以上)

問122

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)の附則の規定により、令和9年3月31日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)を管理者とすることができるとされているが、**指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、上記の介護支援専門員を管理者とすることは可能か。**

答)

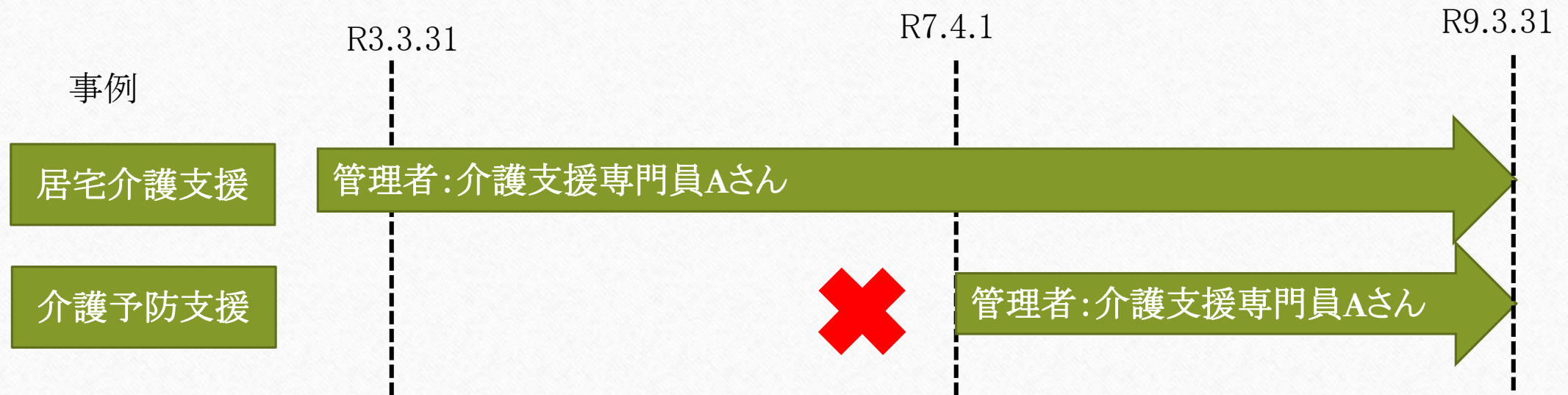
原則不可だが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」より

※ やむを得ない理由がある場合とは・・・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
急な退職や転居等不測の事態

管理者に係る経過措置（平成30年厚生労働省令4号附則第3条）

令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている指定居宅介護支援事業所の管理者が主任介護支援専門員でない場合、令和3年3月31日における当該管理者に限り、引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。



上記の場合は、介護予防支援の指定を受けることはできません。

3) 指定のスケジュール

	時 期	
1	令和6年12月12日(木)	居宅介護支援事業所向け説明会開催
2		指定に係る事前相談(要予約)
3	令和7年2月28日(金)までに	指定申請書の提出
4	令和7年4月1日(火)	新規指定

4) 指定申請書類

No	添付書類
1	指定申請書
2	付表 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項
3	登記事項証明書又は条例等
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
5	経歴書(管理者)
6	平面図
7	運営規程
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
9	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容
10	誓約書
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
12	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
13	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

- 厚生労働省

介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

2. 指定申請様式等の使用原則化

1) 厚生労働大臣が定める様式等(令和6年3月15日告示分)

指定地域密着型サービス事業所等の様式

ホームページアドレス

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

指定申請に係る注意事項

- 法人の登記事項における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載が必要となります。
- 介護予防支援事業者が担当できる要支援者は、基本的に指定を受けた市町村の被保険者のみとなります。
- 介護予防支援事業者として指定を受けた場合、正当な理由なく要支援者の受け入れを拒否できなくなります。また、委託とは異なり、要支援者との間にトラブルが生じた場合、地域包括支援センターではなく、指定介護予防支援事業者が責任を負うこととなります。

その他留意事項

- (1) 事業所番号・・・・・・・・居宅介護支援事業所と同一
- (2) 指定の有効期間・・・6年間

3 指定を受けた際の注意点

介護予防支援の指定を受けて事業を実施する場合

1) 担当する場合

- ・希望サービス等が介護保険給付サービスが必要なケースか確認。
介護保険給付サービスが必要な場合は、利用者と契約が可能。
- ・地域包括支援センターと連携をとること。

下記の変更があった場合は必ず変更届の提出を！

変更内容	提出書類								
	別紙様式第二号(四)変更届出書	付表第二号(十二)指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項	登記事項証明書又は条例等	運営規程	平面図	管理者の経歴書	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	誓約書	資格証又は研修修了証等の写し
事業所(施設)の名称(変更前)	○	○		○					
事業所(施設)の所在地	○	○		○	○				
申請者の名称	○		○						
主たる事務所の所在地	○		○						
法人等の種類	○		○						
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	○		○						
登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	○		○						
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	○				○				
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(変更後)	○					○	○	○	○
運営規程	○			○					
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	○						○		○

4 介護予防支援の指定拡大に伴う 手続きの変更について(指定後の対応)

(1)新規に介護予防支援の利用者を担当する場合

① 契約

- ・ 利用者と介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者間の契約

② 届出

- ・ 介護予防サービス計画作成依頼届出書を指定介護予防支援事業者として提出

③ ケアプラン

- ・ 指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者がケアプラン原案を作成する。
- ・ 地域包括支援センターにケアプラン原案を提出し、ケアプランのチェックを受ける。

④ ケアプラン料

- ・ 介護報酬として指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者が直接国保連に請求する。

報酬 介護予防支援費Ⅱ 472単位 初回加算 300単位

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1の減算

業務継続計画未実施減算 所定単位数の100分の1の減算

(2) 地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者に変更する場合

① 契約

- ・ 利用者と介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者間の契約（町と利用者の契約は終了）
※利用者の理解を得た上で契約し、書面で同意をとっておくこと。

② 届出

- ・ 介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出
- ・ 地域包括支援センターに報告

③ ケアプラン

- ・ 地域包括支援センターから一部委託を受けていた利用者を直接担当する場合には、
指定介護予防支援事業者である居宅が新たなケアプランを作成する。
包括から一部委託を受けて作成した業務委託関係書類(ケアプラン等)は地域包括支援センターに返却

5 指定介護予防支援の対象拡大に関するQ&A

問1 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託はなくなるのか。

(答)

指定介護予防支援事業者の指定の有無にかかわらず、これまでどおり、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託により介護予防支援を実施することが可能です。

指定を受けない場合は、今まで通りの委託になります。

問2 指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所から他の居宅介護支援事業所への委託はできるのか。

(答)

できません。居宅介護支援事業所への委託ができるのは地域包括支援センターのみです。

問3 現在、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っている居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合、指定を受けた後の介護予防サービス計画作成に係る利用者との契約はどのようなのか。

(答)

指定を受ける際、あらかじめ委託元の地域包括支援センターへ連絡のうえ、利用者との契約方法について調整してください。

居宅介護支援事業所が直接担当する場合は、利用者との契約の締結が必要となります。

問4 市町村ごとに指定を受ける必要があるのか。

(答)

お見込みのとおりです。

指定を受けない場合でも、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託により介護予防支援を実施することが可能です(従来どおり)。

例えば、他市町村で指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が、王寺町に居住する被保険者に介護予防支援を提供する場合には、王寺町による指定介護予防支援事業者の指定を受けなくても、当該被保険者の居住地を管轄する地域包括支援センターからの委託を受ける場合が考えられます。

問5 居宅介護支援事業所が居宅介護支援を行っていたが、利用者が要支援認定となり介護予防サービスに移行し、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護 予防支援を行う場合は、サービス計画作成依頼届を提出し直す 必要はあるか。

(答)

利用するサービスが居宅介護支援から介護予防支援へと変更になるため、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要があります

問6 居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受け、当該利用者に対し介護予防支援を直接実施する場合、初回加算を算定できるか。

(答)

算定できます。

なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、**原則として、改めてアセスメント等を行ったうえで、介護予防サービス計画を作成**する必要があります。

問7 居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合、
委託連携加算は算定できるか。

(答)

委託連携加算は、地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際の情報連携等を評価するものであるため、居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合は、算定できません。